

給与報告に当たって

令和2年11月12日

岡山県人事委員会

委員長 秋山 義信

本日、知事及び議会に対し、職員の月例給について報告を行いました。

本委員会は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるため報告及び勧告を行っていますが、本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の調査を例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施しました。

本年10月29日には、先行実施した特別給等に関する調査結果に基づき、職員の期末手当（ボーナス）の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行ったところです。

この度、8月17日から9月30日までの期間に実施した月例給に関する民間事業所の調査結果がまとまり、この結果に基づき4月分の給与について公民較差を算出したところ、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの、その格差は極めて小さくおおむね均衡していることなどから、月例給の改定を行わないこととしました。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。